

川崎市立図書館及び町田市立図書館相互利用に関する協定書（写）

川崎市と町田市は、協力して図書館利用の促進を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、川崎市及び町田市に在住する市民の利便を図るため、市立図書館の相互利用を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「相互利用」とは、川崎市に在住する者に対し町田市立図書館が、町田市に在住する者に対し川崎市立図書館が、それぞれ図書等の貸出し等を行うことをいう。

（相互利用の範囲）

第3条 相互利用のサービスの範囲は、川崎市と町田市がそれぞれ別に定めるものとする。

（相互利用の方法）

第4条 相互利用の方法は、川崎市と町田市の条例又は規則等の定めるところによるものとする。

（連絡会）

第5条 相互利用の円滑な推進を図るため、川崎市立図書館と町田市立図書館の職員で構成する相互利用連絡会を設置する。

（個人情報の保護）

第6条 利用者の個人情報保護については、利用した図書館等の属する市の個人情報保護条例によるものとする。

（効力の発生）

第7条 この協定は、平成24年（2012年）4月1日から効力を生ずるものとする。

（疑義等の解決）

第8条 この協定に定めのない事項が生じた場合又はこの協定に疑義が生じたときは、川崎市、町田市協議の上解決するものとする。